

# 日・独・仏・米の裁判官(司法官)の人事評価項目について

	日本 (平成10年まで用いられた書式)	ドイツ (ラインラント・プファルツ州)	ドイツ (ノルトライン・ヴェストファーレン州)	フランス	アメリカ (ニュージャージー州)
事件処理能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正確性</li> <li>・速度</li> <li>・法律知識</li> </ul> <p>「勤務上の適性及び成績」の項目の評価の視点として、 ・専門外への関心、専門的知識、業績</p>	<p>「専門的能力」の項目の評価の視点として、            -一般的及び特殊な法律知識並びにそれらを応用する能力            -長年の裁判実務によって養われる法律の知識を超えた判断力            -事実の整理            -判決を行う覚悟            -合議における発表力</p>	<p>法律的及び専門的職業能力として、            -法律の知識の正確性と幅の広さ            -法律の知識の活用能力            -統合力            -文章表現能力            (職務又は権限に応じて)            -職務が行われる分野の社会経済状況についての知識</p> <p>職務上の義務として、            -仕事ぶりと効率性            -知識の更新と向上</p>		<p>法的能力として、            -関連する実体法の知識            -手続に関する規則の知識            -証拠に関する規則の知識            -関連問題の識別と分析            -法や規則の適用における判断            -決定の説明の適切さ            -事実認定の適切さ            -裁判官の判断の明確性            -裁判官の判断の完成度            -陪審への説示</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極性及び自立性、実行力及び造形力、組織力、企画力</li> <li>・勤勉さ、信頼性、入念さ及び正確さ、期限を守ること</li> </ul> <p>・法廷の処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訴訟運営能力</li> <li>・訴訟手続関与者に対する態度</li> </ul>		<p>法律的及び専門的職業能力として、            (職務又は権限に応じて)            -訴訟指揮又は口頭による論告の能力            -会議の運営能力</p>	<p>裁判のマネジメント能力として、            -争点整理            -適切迅速な方法での訴訟進行            -裁判手続の適切な管理の維持            -時間の厳格さ            -遅延に関する理由の説明            -事件に関する必要な準備            -判断の迅速な言渡し            -事件に関する弁論のために適切な時間の許容            -裁判手続において発生した問題の解決における工夫と常識性            -関係者の手続の理解の確保            (和解手続がなされた場合)            -代理人との和解協議における両当事者の主張の有利な点、不利な点の注意深い調査            -和解の評価額の信頼性            -妥協をもたらす技術              -和解の努力における強制、脅迫等がないこと</p>
組織運営能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対する指導</li> </ul> <p>「勤務上の適性及び成績」の項目の評価の視点として、 ・人の指導及び勤務監督</p>	<p>「社会的行動」の項目の評価の視点として、            -職員に対する態度、行動</p>	<p>法律的及び専門的職業能力として、            (職務又は権限に応じて)            -一件記録の作成、指導能力</p> <p>職務上の義務として、            -裁判所書記課等への関与と公務員との関係</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部の総括者としての適否</li> </ul> <p>「勤務上の適性及び成績」の項目の評価の視点として、 ・同僚及び第三者への態度、人の指導及び勤務監督</p>	<p>「社会的行動」の項目の評価の視点として、            -同僚に対する態度、行動</p>	<p>組織能力及び指導能力として、            -職務を秩序立てて処理する能力            (職務又は権限に応じて)            -部・裁判所をリードする能力            -権限を行使する能力            -管理能力(予算、不動産、施設等)            -目標を設定し、必要な手段を実行する能力</p> <p>職務上の義務として、            -裁判所の全般的な運営と活動への関心と参加            -司法官との職業上の関係            -他の機関との職業上の関係            -部、裁判所又は司法機関を代表する能力</p>		
一般的資質・能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教養</li> <li>・人物性格の特徴</li> </ul> <p>「性格的及び精神的な特徴」の項目の評価の視点として、            -義務感            -責任感            -決断力            -自己評価            -理解力            -思考力            -判断力</p>	<p>「一般的な能力」の項目の評価の視点として、            -一般教養            -理解力及び頭脳の明晰さ            -思考力及び判断力            -表現力            -社会的理解力            -特別な関心事項及び経験内容</p> <p>「性格上の素質」の項目の評価の視点として、            -責任意識            -仕事の準備が出来ていること            -物事を徹底的にすること</p>	<p>一般的な職業能力として、            -決断力            -良識及び判断力            -精神力及び自制心            -責任感            -人の話に耳を傾けたり、人と意見を交わす能力            -進取の精神            -新しい状況に対する順応力</p> <p>職務上の義務として、            -職務に対する柔軟性と献身性</p>		<p>態度として、            -気配り            -礼儀正しさ            -公平さ            -忍耐力            -傲慢でないこと            -聴取り能力            -決断力            -代理人の公平な取扱い            -公平さの一般的な感覚の養成            -人種、性別、民族、宗教、社会的階級に基づく偏見がないこと</p>
その他	・健康	「身体的な能力及び負荷耐性」の項目あり	「身体的な業務遂行能力」の項目の評価の視点として、 -一般的な健康状態 -ストレスを受け止める能力		